

## 松川町定例農業委員会議事録 第12回(3月)

1 開催日時 令和4年3月25日(金) 16:00 ~ 17:45

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委 員 2番 塩澤 澄夫 3番 中平 文幸 4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ 6番 矢沢 茂徳 7番 大澤 美子

8番 松下 守 9番 北沢 ひろみ 10番 宮島 善英(欠)

11番 松下 正美 12番 松脇 崇 13番 大場 健彦

14番 新井 正彦 15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 11番 松下委員 12番 松脇委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 4筆 1,642㎡ 田 所有権移転

○北林委員説明

譲受人は数年前にも農地を取得し、現在耕作しています。譲渡人は仕事の都合上申請地を耕作することはできず、管理のみしています。譲受人は水稻をやっていくとのことで、このままいくと荒廃する可能性もあったため本件を認めました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 721㎡ 田 所有権移転

○北林委員説明

1番の説明と同様

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 上片桐 2筆 3,142㎡ 畑 所有権移転

○松下(正)委員説明

譲渡人は町外の方で、耕作や管理のため通うのが困難とのこと。譲受人は親が農業法人を設立しており、社会福祉施設から人を雇って農業を行っています。その事業の中で申請地を使うとのことで、事情により息子の名義で土地を取得するものです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○松下(守)委員

譲受人は今までも農地を所有していたのですか。

○事務局

初めて取得します。今回の取得面積で下限面積の要件を満たすことになります。

○大澤委員

作業の際の駐車場は問題ありませんか。

○松下(正)委員

問題ありません。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 80㎡ 畑 農業用倉庫・作業場

○松下会長説明

今までパイプハウスを物置・作業場として使っていましたが、雨による障害等あるため今回倉庫を新設するものです。問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 117㎡ 畑 物置敷地

○矢沢委員説明

申請地には既にプレハブの倉庫が建っており、これは申請者の先代が行ったものです。経過書を提出してもらってあります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

#### 議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 33㎡ 畑 墓地 所有権移転

用途が墓地ということですが、既に町の担当者へ確認済みです。

○矢沢委員説明

申請地には隣地の墓地が一部はみ出ており、これは譲渡人の先代が行ったものです。経過書を提出してもらってあります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 2筆 301㎡ 田 住宅 使用貸借権設定

○新井委員説明

譲受人は譲渡人の娘婿で、譲渡人の自宅近くに住宅を新築するものです。申請地2筆のうち1筆は駐車場、もう1筆は住宅敷地として使います。水利組合や隣接農地等の承諾も得られていますので、特段問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 301㎡ 田 住宅 使用貸借権設定

○松下(守)委員説明

譲渡人と譲受人は親子です。現在両者は同居していますが、譲受人の住宅を近隣に新築するとのこと。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 ( 21 件)

所有権移転 ( 0 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

- ・農業委員会による最適化活動の推進について

事務局：(資料参照) 最適化活動については既に委員の皆様に行っていたただいておりますが、制度の改正があり、今後の活動方法について国から要望がありました。


(6) 営農支援センターから

- ・令和3年度元気づくり支援金事業について

(7) 閉会 一米山係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

11番 松下正美 印

12番 松脇 崇 印